

こども基本条例に関する近隣市との比較表

市		みよし市	豊田市	日進市	名古屋市
条例名		みよし市こども基本条例	豊田市こども条例	日進市未来をつくる子ども条例	なごや子どもの権利条例
総則	目次	前文 第 1 章 基本となる事項（第 1 条－第 9 条） 第 2 章 市が行う基本的な取り組み 第 1 節 基盤となる取り組み（第 10 条－第 11 条） 第 2 節 安全安心のための取り組み（第 12 条－第 15 条） 第 3 節 権利を保障するための取り組み（第 16 条－第 19 条） 第 3 章 こどもの権利侵害からの救済及び回復（第 20 条－第 23 条） 第 4 章 雑則（第 24 条） 附則	前文 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条） 第 2 章 子どもにとって大切な権利（第 4 条～第 8 条） 第 3 章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第 9 条～第 11 条） 第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第 12 条～第 20 条） 第 5 章 こどもの権利の侵害に対する救済と回復（第 21 条～第 26 条） 第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 27 条～第 30 条） 第 7 章 雑則（第 31 条） 附則	前文 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条） 第 2 章 子どもの大切な権利（第 4 条－第 14 条） 第 3 章 大人による子どもの権利保障（第 15 条－第 19 条） 第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第 20 条－第 27 条） 第 5 章 こどもの権利侵害からの救済及び回復（第 28 条－第 30 条） 第 6 章 雑則（第 31 条） 附則	前文 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 子どもの権利（第 3 条－第 7 条） 第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条－第 13 条） 第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条－第 19 条の 2） 第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条－第 28 条） 第 6 章 雑則（第 29 条） 附則
	目的	（目的） 第 1 条 この条例は、こどもに関わる人たちや市の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する市の基本となる取り組み事項を定めることにより、こどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とします。	（目的） 第 1 条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。	（目的） 第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。	（目的） 第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。
	定義	（言葉の意味） 第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。 (1) こども 18 歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当と認められる人をいいます。 (2) 保護者 親や親に代わりこどもを養育する人をいいます。	（定義） 第 2 条 この条例で「子ども」とは、18 歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。 2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。	（定義） 第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする 18 歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。 (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。

		(3)地域住民 市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。 (4)事業者 市内で事業活動を行う個人、法人、その他団体をいいます。 (5)学び・育ちの施設 学校、保育所、幼稚園、認定こども園その他のこどもが学び、育つための施設をいいます。	3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます	(2)保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。 (3)育ち学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設など子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。 (4)施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。 (5)地域住民など 地域の住民、地域で活動を行う団体、市内の事業者などをいいます。	(3)地域住民等 地域の住民及び団体をいう。 (4)学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。
	基本的な考え			（基本的考え方） 第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、次の考え方にに基づきます。 (1)子どもの幸せや子どもにとって一番よいことを第一に考えます。 (2)子どもの年齢や成長に配慮します。 (3)子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。 (4)子ども自身の意思や力を大切にします。	
権利	こどもに関する権利	（こどもの権利） 第3条 こどもは生まれながらにして、大人と同じように一人の人間としての権利の主体です。全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。 (1)健やかに生きる権利 命が守られるだけでなく、安全で安心な環境のもとで、持って生まれた能力を十分に伸ばせるよう、医療や教育及び生活の支援を受けることができる権利 (2)のびのびと育つ権利 遊びや学び、また文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通して成長するとともに、個人の個性や特性が理解され尊重される権利 (3)安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報など安全安心を妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利 (4)自由に参加する権利 自分の意見を表明できる	（安心して生きる権利） 第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。 (1)命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。 (2)愛情と理解をもってはぐくまれること。 (3)年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。 (4)平和で安全な環境の下で生活すること。 (5)健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。 (6)あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。 (7)困っていることや不安に思っていることを相談すること。 (8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること （自分らしく生きる権利）	（権利の保障と尊重） 第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。 2 子どもは、自分の権利を学び、大切にし、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。 3 特別に支援が必要な子どもは、必要に応じて配慮されます。 （愛される権利） 第5条 子どもには、次のとおり、ひとりの人間として尊重され、愛される権利があります。 (1)ありのままの自分を受け入れてもらうこと。 (2)自分の気持ちや考え、個性や能力が認められ、大切にされること。 （守られる権利）	（安全に安心して生きる権利） 第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1)命が守られること。 (2)かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。 (3)健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。 (4)虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。 (5)あらゆる差別を受けないこと。 (6)一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。 (7)安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。 (8)権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

		機会が設けられるだけでなく、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り集まることができる権利	第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。 (1) ありのままの自分が認められること。 (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。 (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。 (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。 (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。 (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。 (7) プライバシーや名誉が守られること。 (豊かに育つ権利) 第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。 (1) 遊ぶこと。 (2) 学ぶこと。 (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。 (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。 (5) 友だちをつくること。 (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。 (7) 地域や社会の活動に参加すること。 (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。 (9) 自然に親しむこと。 (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。 (参加する権利) 第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。 (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。 (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。	第6条 子どもには、次のとおり、心や体を傷つけるものから、自分を守り、守られる権利があります。 (1) あらゆる暴力、危害、差別から守られること。 (2) 自分を守る情報が得られ、安心して気持ちや考えを伝え、相談できること。 (自分らしく生きる権利) 第7条 子どもには、次のとおり、自分を大切にし、自分らしく生きる権利があります。 (1) ありのままの自分に自信をもって生きること。 (2) 自分で自分のことを決めること。 (3) 目標に向かってチャレンジできること。 (気持ちや考えを伝える権利) 第8条 子どもには、次のとおり、自分の気持ちや考えを伝える権利があります。 (1) さまざまなことに関して感じ、考えたことを伝えたり、表現したりできること。 (2) 相手の気持ちも自分の気持ちも大切にすること。コミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。 (学ぶ権利) 第9条 子どもには、次のとおり、さまざまなことを知り、さまざまなことから学ぶ権利があります。 (1) 必要な知識や情報が得られること。 (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。 (3) 文化や芸術、スポーツ、社会体験など豊かな自己を育む経験ができること。 (遊ぶ権利) 第10条 子どもには、次のとおり、遊びをとおして成長する権利があります。 (1) 遊びが大切にされ、十分に遊ぶこと。 (2) 遊びに触れる場と仲間が得られること。 (心や体を休める権利)	(一人一人が尊重される権利) 第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 個人の価値が尊重されること。 (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。 (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。 (4) プライバシー及び名誉が守られること。 (5) 自分の持っている力を発揮できること。 (のびのびと豊かに育つ権利) 第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 学ぶこと。 (2) 遊ぶこと。 (3) 休息すること。 (4) 様々な人とふれあうこと。 (5) 自然とふれあうこと。 (6) 社会活動に参加すること。 (7) 多彩な文化活動に参加すること。 (主体的に参加する権利) 第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 意見を表明する機会が与えられること。 (2) 自分たちの意見が尊重されること。 (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。
--	--	---	--	--	---

			(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。 (4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。 (5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。 (6)仲間をつくり、集まること	第 11 条 子どもには、次のとおり、心や体を休める権利があります。 (1) 安心できる場所で休み、十分に眠ることができること。 (2) 余暇を楽しみ、自由な時間を過ごせること。 （自然とふれ合う権利） 第 12 条 子どもには、次のとおり、自然とのふれ合いをとおして成長する権利があります。 (1) 身近な自然を受け継ぐこと。 (2) 自然とふれ合い、ともに生きる知恵が得られること。 （参加する権利） 第 13 条 子どもには、次のとおり、自分に関わる場に参加する権利があります。 (1) 参加に必要な情報が得られること。 (2) 意見を発表したり、意思決定に関わったりすることができること。 (3) 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができること。 （ともに生きる権利） 第 14 条 子どもには、次のとおり、他の人とともに生きる権利があります。 (1) 性別、年齢、国籍、文化などが異なる人たちと、ふれ合い、受けとめ合い、育ち合い、仲間になる機会が得られること。 (2) 子ども同士又は子どもと大人の支え合い助け合う関係が大切にされること。	
責 務	共 通			（共通の責務） 第 15 条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第 3 条に定める基本的考え方に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。 2 大人は、子どもが、自らの権利を理解し、自己肯定感を育み、仲間をつくり、他の人や社会と関わる	（共通の責務） 第 8 条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。 (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

				力を身につけることで、自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。 3 大人は、いかなる場合も、暴力、危害、差別などにより、子どもの心や体を傷つけてはなりません。	(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
	こども	(こどもの役割) 第4条 こどもは社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付けるとともに、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め尊重するよう努めるものとします。	(子どもの権利と責任) 第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。 2 子どもは、自分の権利を大切にできるよう努めなければなりません。 3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。 4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます		(子どもにとって大切な権利) 第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。
	保護者	(保護者の役割) 第5条 保護者は、こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し、こどもと向き合い、こどもに寄り添い、応援し、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。 2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが幸せを感じるとともに豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。	(責務) 第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません (家庭における権利の保障) 第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません	(保護者の責務) 第16条 保護者は、子育てに第一の責任を持つものとして、次のことに取り組まなければなりません。 (1) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。 (2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、十分に話し合うこと。 (3) 子どもとともにいる時間を大切にし、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。	(保護者の責務) 第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。
	地域住民	(地域住民の役割) 第6条 地域住民は、こどもの健やかな成長は、家庭だけではなく地域社会全体で支えるものと認識し、それぞれの立場でこどもの成長を見守り、こども・子育ての支援に関する様々な取り組みに協力するよう努めます。	(地域における権利の保障) 第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。	(地域住民などの責務) 第18条 地域住民などは、子どもとともに暮らす地域社会の一員として、次のことに取り組まなければなりません。 (1) 子どもをあたたかく見守ること。 (2) 地域において、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。 (3) 子どもの気持ちや考えを大切にし、地域の行事	(地域住民等の責務) 第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

			3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許しては なりません。	や活動に参加する機会を設けること。 （4）子どもの権利を理解し、保障するために、職場や地域の環境の充実に努めること。	3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。
	事業者	（事業者の役割） 第7条 事業者は、仕事と生活の両立（ワークライフバランス）をはじめとする、こどもの保護者が子育てしやすい環境づくりに努めます。 2 事業者は地域の一員として、市や地域住民、学び・育ちの施設などと連携し、こども・子育ての支援に関する様々な取り組みに協力するよう努めます。	（地域における権利の保障） 第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努め なければなりません。 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません		（事業者の責務） 第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。
	学び・育ちの施設	（学び・育ちの施設の役割） 第8条 学び・育ちの施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、こども一人一人の自立性、主体性、個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。 2 施設におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするとともに、こどもが抱える問題に早期に気付き、必要な支援を行うこととします。	（育ち学ぶ施設における権利の保障） 第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければ なりません。 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したと	（施設関係者の責務） 第17条 施設関係者は、子どもの教育や福祉にたずさわるものとして、次のことに取り組まなければなりません。 （1）子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。 （2）子どもの気持ちや考えを受けとめ、子どもが自分に関わることに参加する機会を設けること。 （3）虐待やいじめを予防し、その早期発見に努めること。 （4）子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。	（学校等関係者の責務） 第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

			きは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。		
	市	（市の役割） 第9条 市は、こどもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、こども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。 2 市は、子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援に努めるものとしします。	（子ども総合計画） 第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ 計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画(以下「子ども総合計画」といいます。)を作ります。 2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。 3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。 4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。 （責務） 第3条 2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。 4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。 （子育て家庭への支援） 第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。 2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に 寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めな	（市の責務） 第19条 市は、保護者、施設関係者、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民などが、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。 （子どもに関する行動計画） 第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。 （子育て家庭への支援） 第23条 市は、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。 2 市は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう支援を行います。	（市の責務） 第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。 （関連施策との一体的推進） 第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他 関連施策と一体的に推進しなければならない。 （調査研究） 第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。 （総合計画） 第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

			ければなりません。		3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。 （実施状況等の公表等） 第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。 （子育て家庭の支援） 第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。
取組	連携・協力	（連携体制の構築） 第10条 市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制の構築に努めます。	（責務） 第3条 3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません	（市の責務） 第19条 市は、保護者、施設関係者、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民などが、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。	（子どもの育ちの支援） 第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援
	切れ	（切れ目のない子育て支援） 第11条 市は、誰もが安心してこどもを生み育てるこ			

	目 の な い 支 援	とができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めます。			
	こ ど も の 安 全 ・ 安 心	（安全、安心な環境づくり） 第 12 条 市は、犯罪、事故、災害、その他こどもを取り巻く有害、危険な環境からこどもを守り、こどもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めます	（有害・危険な環境からの保護） 第 17 条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。 (1)環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの (2)喫煙、飲酒及び薬物の濫用 (3)売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待 (4)過激な暴力や性などの有害な情報 (5)犯罪の被害や加害 (6)公共施設や交通機関などにおける危険な環境	（危害に対する取組） 第 22 条 市は、子どもが薬物や犯罪などの危害を受けないよう、必要な取組を実施します。 2 市は、子どもが安全で、安心して暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。	
	虐 待 ・ い じ め へ の 対 応	（虐待やいじめへの対応） 第 13 条 市や学び・育ちの施設、地域住民は、こどもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。 2 市や学び・育ちの施設は、こどもが虐待やいじめにあったときは、こどもの権利を守るために関係機関と協力して適切に対応します。	（子どものいじめの防止などに関する取組） 第 15 条 市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支援、いじめのない 社会の実現を目指します （子どもの虐待の予防などに関する取組） 第 16 条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。 2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。 3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。	（暴力に対する取組） 第 21 条 市は、子どもへの虐待の早期発見に取り組みます。 2 市は、虐待を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。 3 市は、虐待や体罰を予防するため、必要な取組を実施します。	（虐待、体罰、いじめ等の救済等） 第 14 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

	こ ど も の 居 場 所	（こどもの居場所） 第 14 条 市は、こどもの多様な要望を踏まえ、こどもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしくすごすことができる居場所の充実に努めます。	（子どもの居場所づくりの推進） 第 18 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。 2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。 4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。 5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気 持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。	（育ちの支援） 第 24 条 市は、子どもが、さまざまなことを体験したり、仲間と交流したりする場づくりを行うなど、豊かな自己を育むことを支援します。 2 市は、子どもが、仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。 3 市は、子どもが、いつでも安心して相談できる場の充実に図ります。	（子どもの育ちの支援） 第 15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
	貧 困 対 策	（こどもの貧困対策） 第 15 条 市は、家庭の経済状況に因らず、社会から孤立することのないよう、こどもが夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困対策に取り組みます。			
	多 様 な ニ ー ズ へ の 対 応	（不登校のこどもなどへの支援） 第 16 条 市は、特別な支援が必要なこども、外国人のこども、学校に通うのが困難なこどもが自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し、学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。	（特別なニーズのある子ども・家庭への支援） 第 14 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的 ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。		
	意 見 表 明 ・ 参	（こどもの意見表明） 第 17 条 市は、こどもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の程度に応じ意見を表明し、適切に反映される環境の整備に努めます。 2 市は前項に基づいて、小学生、中学生、高校生そ	（意見表明や参加の促進） 第 19 条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。 2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加した	（施策への参加の充実） 第 25 条 市は、子どもに関係する施策の計画及び実施にあたっては、子どもが主体的に参加できる環境の整備や機会の充実に努めます。	（子どもの参画の促進） 第 17 条 市は、前 3 条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとす

	加 ／ こ ど も 会 議	の他のこどもによる、みよし市こども会議を開催します。	りする機会を設けるよう努めなければなりません。 3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。 4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。 （子ども会議） 第 20 条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。		る。
	多 様 性 へ の 対 応	（多様性の尊重） 第 18 条 市は、こどもが人種、国籍、性、宗教、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けることがないよう、その多様性を尊重し、理解を広めるよう努めるものとします。			
	周 知 ・ 啓 発	（普及啓発） 第 19 条 市は、この条例の内容やこどもの権利の大切さについて、こども自身が関心を持ち理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めます。	（子どもの権利の周知と学習支援） 第 12 条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。	（権利の周知と学習支援） 第 20 条 市は、子どもの権利月間を設け、この条例と子どもの権利について、周知を図るとともに、必要な取組を実施します。 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で、子どもと大人が、子どもの権利について学ぶことができるよう必要な支援を行います。	（広報） 第 19 条の 2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。
	拠 点 施 設				（拠点施設） 第 22 条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。
	権 利 設 置	（こどもの権利擁護委員会の設置）	（子どもの権利擁護委員の設置など） 第 21 条 市は、子どもの権利の侵害について、迅	（子どもの権利擁護委員の設置） 第 28 条 市は、子どもの権利侵害について、救済の	

擁護委員会		第 20 条 市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、こどもの権利擁護委員会(以下「擁護委員会」という。)を置きます。 2 擁護委員会の委員(以下「擁護委員」という。)は、3 人以内とします。 3 擁護委員は、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱します。 4 擁護委員の任期は 3 年とします。ただし、再任を妨げません。	速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。 2 擁護委員は、3 人以内とします。 3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。 4 擁護委員の任期は 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。 5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市 長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます	申立てを適切かつ速やかに処理するため、日進市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置します。 2 擁護委員は、3 人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のあるもののうちから、市長が委嘱します。 3 擁護委員の任期は 3 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。	
	職務	（擁護委員会の職務） 第 21 条 擁護委員会は、こどもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び調整をするものとします。 2 擁護委員会は、前項の調査及び調整の結果、必要と認めるときは、こどもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること(以下「勧告又は要請」という。)を行うものとします。 3 擁護委員会は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができます。 4 擁護委員会は、前項の報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができます。	（擁護委員の仕事） 第 22 条 擁護委員は、次の仕事を行います。 (1)子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救 済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。 (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。 (3)子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4)調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。 (5)勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。 2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。 (1)仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同 様とします。	（擁護委員の所掌） 第 29 条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び関係者間の調整を行うとともに、その解決に向けての助言や支援を行います。 2 擁護委員は、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、勧告又は改善の要請を行うことができます。 3 擁護委員は、前項の規定による勧告又は改善の要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施するよう要請することができます。 4 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告し、公表するとともに、市に対し施策を提言することができます。 5 擁護委員は、保護者、施設関係者、地域住民などに協力を求めることができます。	

			(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。 (3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。		
	協 力	（擁護委員会への協力） 第 22 条 市及び学び・育ちの施設は、前条に規定する擁護委員会の職務に協力するものとします。 2 保護者及び地域住民は、前条に規定する擁護委員会の職務に協力するよう努めるものとします。	（擁護委員への協力） 第 23 条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。 2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。	（擁護委員に対する支援や協力） 第 30 条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。 2 保護者、施設関係者、地域住民などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。	
	対 応	（勧告又は要請への対応） 第 23 条 市は、擁護委員会から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員会に報告しなければなりません。	（勧告や要請への対応） 第 24 条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。 2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。 （勧告や要請などの内容の公表） 第 25 条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。 2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。 （活動状況などの報告と公表） 第 26 条 擁護委員は、毎年 of 活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。		
協 議 会 等	設 置 ・ 職 務 等		（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など） 第 28 条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議	（子ども施策推進委員会） 第 27 条 市は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、子ども施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置きます。 2 推進委員会は、行動計画の推進に関し、調査、検証などを行い、その結果を市長に報告します。	（なごや子ども・子育て支援協議会） 第 23 条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。 第 24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

		(以下「推進会議」といいます。)を置きます。 2 推進会議の委員は、30 人以内とします。 3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。 4 委員の任期は2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。 5 推進会議には、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。 6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。 (推進会議の仕事) 第 29 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。 (1)子ども総合計画に関すること。 (2)子どもに関する施策の実施状況に関すること。 (3)その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。 2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。 3 推進会議は、前 2 項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号の事務を行います。 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。 (報告、提言など)	3 市長は、推進委員会の報告に基づき、必要な措置を行います。 4 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。	2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。 第 25 条 協議会は、委員 35 人以内をもって組織する。 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。 第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。 第 27 条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。 第 28 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
--	--	---	--	---

			第 30 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。 2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。 3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。		
雑 則	委 任	(委任) 第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。	(委任) 第 31 条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。	(委任) 第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。	(委任) 第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。